

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 14 号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和 43 年岩手県人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給地域)</p> <p>第 2 条 給与条例第 28 条の 2 第 1 項及び給与等条例第 23 条の 2 第 1 項に規定する人事委員会規則で定める地域は、東京都の特別区、大阪市、さいたま市、府中市、名古屋市、豊田市、千葉市、福岡市、仙台市及び札幌市に属する地域とする。</p> <p>(支給区分)</p> <p>第 3 条 給与条例第 28 条の 2 第 2 項各号及び給与等条例第 23 条の 2 第 2 項各号に規定する地域手当の級地は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 6 級地 札幌市に属する地域</p>	<p>(支給地域)</p> <p>第 2 条 給与条例第 28 条の 2 第 1 項及び給与等条例第 23 条の 2 第 1 項に規定する人事委員会規則で定める地域は、東京都の特別区、大阪市、さいたま市、府中市、名古屋市、豊田市、千葉市、福岡市、仙台市、札幌市及び多賀城市に属する地域とする。</p> <p>(支給区分)</p> <p>第 3 条 給与条例第 28 条の 2 第 2 項各号及び給与等条例第 23 条の 2 第 2 項各号に規定する地域手当の級地は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 6 級地 札幌市及び多賀城市に属する地域</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。